

令和6年度 介護生産性向上推進総合事業委託業務 選定基準

項 目	審査内容	配点
1 業務の内容	<p>○介護及び障害福祉現場の労働力不足に関する現状と課題を的確に分析し、有効な事業実施の基本方針を定めているか。</p> <p>○事業の実施方法が介護及び障害福祉現場の生産性向上を推進する上で具体的かつ有効なものであるか。</p> <p>○事業の実施にあたり、介護及び障害福祉団体等との関係構築に関する方法等が具体的かつ有効なものであるか。</p> <p>○提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であるか。</p>	35
2 業務の実施体制	<p>○県下一円を対象とした事業を効率的・効果的に実施するための人員体制・組織が適切に整備されているか。</p> <p>○県との協議や実施状況等の報告の方法は、具体的なものであるか。</p> <p>○事故発生時等の責任体制や情報資産管理の方針等は適切か。</p>	25
3 事業運営	<p>○生産性向上に係る情報の収集・提供方法は、本事業の実施に有効なものであるか。</p> <p>○効果的に事業を実施するための独自提案がなされているか。</p>	20
4 業務に要する経費及びその内訳	<p>○事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果等に照らして適切であるとともに、経費の総額が上限額以下であるか。</p> <p>○効果を最大化できる経費配分であること。</p>	10
5 その他	<p>○仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合に提案されていること。（本事業による効果を高めるものと考えられる場合は優位に評価する）</p>	10
合 計		100

- ・評価項目を5段階で点数化し、各構成員の評価点を集計した上で、評価点の最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。
- ・提案者の評価点が6割に満たない場合は選定しないものとする。
- ・選考の結果、評価点の最も高い者が同点で2者以上ある場合は、順位点による選定結果を企画提案評価会議で協議の上、委託契約候補者と次点者を決定する。